

平成28年11月14日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

特定接種の接種体制に関する覚書について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種については、特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領において、外部の医療機関を接種実施医療機関として確保する場合は、覚書を作成し取り交わしておくことが必要とされております。

今般、当該覚書に記載する従業員数の考え方について、厚生労働省より本会宛別添の事務連絡がまいりました。

本事務連絡の趣旨は、①記載の従業員数は、覚書締結時点で想定される接種対象者数である。②新型インフルエンザ等発生時には、厚生労働省において登録事業者に対して接種対象者数の通知を行い、それを受けた登録事業者は、接種予定者名簿を作成する。覚書を締結した医療機関等は、この最終的な接種予定者に対し接種を行う。③上記①、②を理解したうえで事業者は覚書を交わすこととなるため、事業者が覚書に記載された従業員全数（厚生労働省が算定し事業者に通知した接種人数を超える分）の接種を医療機関等へ求めることは想定されにくく、それに医療機関等が応じる必要はないとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 28 年 11 月 8 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

特定接種の接種体制に関する覚書について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定に基づく特定接種につきましては、日頃から御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

特定接種に関しましては、特定接種の登録要領に基づき、事業者は、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに、当該医療機関（外部の医療機関）と覚書を取り交わしておくことが必要とされており、この覚書には、特定接種を行う従業員数を記載することとされておりますが、当該箇所の考え方等について別添のとおり補足しますので、貴会会員への御周知をよろしく願いたします。

別添

○ 覚書に記載の「従業員〇〇人分」について

- ・ この覚書は、特定接種の実施に関して事業者と接種実施医療機関の連携体制を構築するために取り交わすものであり、記載の従業員数は接種体制を整えるために、覚書締結時点で想定される接種対象者数を示したものにすぎない。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて政府対策本部が最終決定する特定接種のワクチンの総数を基に、厚生労働省が「総枠調整率」等で配分割合を算定し、事業者ごとの接種総数を決定の上、登録事業者に対して接種対象者数の通知を行う。通知を受けた登録事業者は、従業員に対して予防接種について説明し、同意を得た上で接種予定者名簿を作成する。覚書を締結した医療機関等は、この最終的な接種予定者に対し接種を行うこととなる。
- ・ 上記のことは、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」及び「特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領」等に示されたものであり、当然、事業者はすべてを理解した上で覚書を交わすこととなるため、上記の流れを無視して事業者が覚書に記載された従業員数分の接種を医療機関等へ求めることは想定されにくく、仮にそのような求めがあったとしても、それに医療機関等が応じる必要はないと考える。

【参考】

特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領（抜粋）

（接種実施医療機関）

接種実施医療機関が未定の場合の確保方法については、申請時点で検討している方法（外部の医療機関での実施等）を記載する。

外部の医療機関を接種実施医療機関として確保する場合、6による登録をした旨及び登録人数が通知された登録事業者は、速やかに、地域医師会、病院団体や地方公共団体の協力を得て、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関（外部の医療機関）と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。なお、「特定接種の接種体制に関する覚書」の様式（別添3）を示すので、適宜活用されたい。

また、当該登録事業者は、覚書作成後30日以内に管理システム上で、変更届出書に接種実施医療機関に係る以下の事項を入力し、厚生労働省に提出する。

- ・ 医療機関名
- ・ 郵便番号
- ・ 所在地
- ・ 電話番号
- ・ FAX番号
- ・ E-mailアドレス

国民生活・国民経済安定事業に係る公務員についても同様に、当該公務員の所属機関は、変更届出書を用いて、厚生労働省に報告する。

特定接種の接種体制に関する覚書

(株)〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇(以下「甲」という。)と医療法人〇〇〇〇代表者〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第28条の規定に基づき実施される特定接種の接種体制に関して、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

記

接種実施医療機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(平成25年厚生労働省告示第369号)の別表の業務に従事する甲の従業員〇〇人分の特定接種を行うこと。

以上

以上の合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番地〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役
〇 〇 〇 〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番地〇号
医療法人〇〇〇〇
代表者
〇 〇 〇 〇

注) 株式会社、医療法人は一例である。